



令和3年4月
農業委員会議事録

飯山市農業委員会



日 時 令和3年4月26日(月) 午後1時30分開会

場 所 飯山市役所 4階 全員協議会室

出席及び欠席者 別紙のとおり

議事録署名委員 議席番号 15番 酒井 智恵子 委員

議席番号 17番 廣瀬 公一 委員

農地議案審議 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に
ついて
報告第2号 農用地利用配分計画 案について



別紙

出欠	議席 番号	氏名	備考
出席	1	飛澤 正志	
出席	2	山崎 隆寛	
出席	3	小野沢 純夫	
出席	4	今井 寛	
出席	5	増山 正一	
出席	6	小林 喜代春	
出席	7	小嶋 秀典	
出席	8	山田 藤吉	
出席	9	服部 彰夫	
出席	10	服部 克士	
出席	11	沼田 浩子	
出席	12	佐藤 弘子	
出席	13	大熊 妙子	
	14		
出席	15	酒井 智恵子	
出席	16	宮澤 義仁	
出席	17	廣瀬 公一	
出席	18	小出 政敏	
出席	19	清水 敏明	
出席	20	松永 晋一	



<p>事務局長</p>	<p>それでは定刻になりましたので、4月農業委員会の総会を始めさせていただきます。4月の人事異動により異動となりました新職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>(事務局より新職員の紹介・挨拶)</p> <p>学校米づくりの関係で教育委員会学校事務局こども育成課課長補佐浦野学校教育係長より説明。</p>
<p>事務局長</p>	<p>それでは松永会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>それでは大変お忙しいところご苦勞様です。4月の総会を開催させていただきます。先ほど紹介がありましたとおり新たな人員体制が敷かれたということです。新しく就任された皆さんについては、新しい感度で飯山市農業振興のためにご尽力をいただきますようご期待申し上げる次第でございます。先般、ご連絡申し上げましたが、4月の視察ですがコロナの急拡大を受けまして、振興委員長さんと相談しながら急遽中止といたしました。任期末までには何らかの形で状況をみながら計画をしたいので、その段階になりましたらご協力をお願いいたします。</p> <p>天候については、今年は春が早くて桜も空前の早さで咲いたわけでございます。その後4月10日、11日氷点下の陽気になり、県下あるいは東北地方にまで果樹地帯に深刻な被害が発生しており、今年の果樹の収穫量が相当減るのではないかと見通しています。昨日の新聞では、ニュージーランドのネルソン地方で果樹の算出が大変なヒョウ被害にあって輸入量が14%減るとような記事が出ておりました。今日、明日も寒く氷点下になり、不順な天候が普通の天候になりつつあるということです。常に天気の状態についてはご注意いただき、また対策を怠らないようお願いしたいと思います。</p> <p>県の常設審議会で農業委員会の改正農業委員会法5年後の見直しを検討しているということで、前日も触れましたが、また報告が出ましたのでお伝えしたいと思います。3月31日規制改革推進会議農林水産ワーキンググループの会合がありました。出席者は規制改革推進会議の河野担当大臣をはじめ、専門委員成長戦略会議で金丸委員長ほか農林室長の関係者が呼ばれたということです。その中で主な意見ですが、「一部農業委員会の取り組みはわかったけれど、すべての農業委員会活動がわかるようにしてもらいたい。」「推進委員の仕事は専門的な知識が必要なため教育できる体制を構築すべき。」「推進委員に民間企業のノウハウを持った人物を入れるべき。」と。</p> <p>「この民間のノウハウというのは、保険の外交員セールスみたいな感覚で。」「弁護士等の仕業の人材を積極的に登用し農地法の厳格な運用を行うべき」「助成員の登用を積極的に進めるべきである。」と。</p> <p>農地集積の8割目標に向けて農業委員会と中間管理機構の役割分担や責</p>



<p>事務局長</p>	<p>任を明確化することが必要である。</p> <p>利用意向調査をすべての遊休農地で実施することの周知を徹底すべきである。農地の荒れ具合については、農林水産省地理情報共通管理システムというもので作られるので、地主の氏名・連絡先の公開を検討すべきである。農業の成長産業化のためにスマート農業の活用が不可欠であり農地情報のデジタル化を進めなければならない。このデータを最大限に活用して地域農業をけん引していくことが農業委員会の使命である。</p> <p>農業委員会の活動が農地利用の最適化にどれだけ貢献していたのか意欲的な目標を設定し、自らその成果を説明していく責任がある。農業委員会の活動の定量的な把握が不十分であり引き続き活動実態の検証を行う必要がある。見直しの期限は最低でも2年間延長し、来年度も議論を実施すべきである。このような意見に農水省がどのような対応をするかという点、だんだん締め付けが厳しくなっていますが、農地利用の最適化に関する農業委員会の活動についてデータに基づく貢献度合、徹底した情報開示とそれに基づく適切な人員配置確保とこの項目の中においては意欲的な目標を定める。</p> <p>すべての推進委員が毎年度、具体的な最適化活動の内容を記録し、農業委員会において評価した上でその結果を公表する。農業委員会において各委員の活動を取りまとめ、目標に対する達成度合を評価公表する。最適化活動の内容成果を踏まえ市町村長が各委員を任命委嘱するという仕組みを構築する。令和2年度に速やかに処置をする。適切な人材確保については令和3年度に処置する。という方針を出している。</p> <p>所有権の利用意向調査については、全遊休農地が調査の対象となるように農地法施行規則の改正をする。</p> <p>荒廃農地ですが、農地バンクが借り受けを断ったところについては調査の対象外になっていますが、調査をしていく。</p> <p>令和3年度の利用意向調査から全遊休農地を対象に調査する。これは農地法施行規則が4月1日に施行されております。それからデジタル技術を活用した全農地明確化。令和4年度以降農林水産省地理情報共通管理システムの運用開始。従来の農地ナビ情報に加えて、農作物作付け面積作付け作業基盤整備状況を盛り込む。それに必要なシステム導入予算を計上し、3年度中にシステム導入を実施。これを農業委員会や管理機構関係機関が地図情報をリアルタイムで共有する。ということが論議されている。これらことから、農業委員会の活動、委員の活動について締め付けが益々強くなっていくということです。</p> <p>しっかり活動し、従前に増した取り組みをお願いしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは飯山市農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願い致します。</p>
-------------	--



議 長	事務局より、前回総会からの経過報告をお願いします。 【事務局より資料に基づき経過報告】
議 長	事務局より欠席委員の報告をお願いします。
事務局	本日は全員出席になっています。
議 長	議事録署名委員の指名を行います。 飯山市農業委員会会議規則第8条第1項に規定する議事録署名委員ですが、こちらから指名させていただきます。
議 長	それでは、15番 酒井 智恵子委員、 17番 廣瀬 公一委員に お願いいたします。 これより、議事に入ります。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といた します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	はい。今月の農地法第3条の許可申請は、1議案3件です。 まず、議案第1号について、受付番号1番～3番は、所有権の移転に関する 件になります。 【 所有権移転 受付番号1番～3番 議案書をもとに朗読と説明 】
議 長	受付番号1番～3番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項 各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。
議 長	ありがとうございました それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。
議 長	1番お願いします。
17番	譲渡人の〇〇さんは、10年ほど前に家を売った際に土地も一緒につけて譲 り、今回登記が必要ということで農業委員会に申請をしました。現地は少 し耕作をされていて荒れてはいませんでした。譲受人の〇〇さんは連絡が とれずお会いしていませんが、週に2.3回来て耕作してると思いますので 問題はありません。
議 長	ありがとうございます。 それでは2番をお願いします。



20番	譲渡人の〇〇さんですが、買受人の〇〇さんの隣の家にお住まいだった〇〇さんが亡くなり、姉である譲受人が相続をしました。ただ相続をしても耕作に困るとのことで譲受人が耕作を続けており、そのまま買うことになりました。
議長	では、3番をお願いします。
12番	譲受人の〇〇さんは後継者もいらっしゃいます。農地拡大ということに問題はないと思います。
議長	それぞれ問題がないといただきました。これより質疑に入ります。何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。
11番	1番の方ですが、連絡が取れなかったということですが、しっかり営農していただけるという確証のようなことがあればお聞かせください。
2番	譲受人とは電話連絡させていただいて、現在筑北で農業をされています。この土地には週3日ほど通っていて農業をしているとのことでした。
議長	他には、何かご質問ありますか。 ないようですので採決に入ります。 受付番号1番から3番について議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」議案のとおり許可することで賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい、ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局	はい。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。 【受付番号 1番 議案書をもとに朗読と説明】
議長	ありがとうございました。 それでは、担当地区の委員さんから補足をお願いします。
4番	文面にもありますが、勤労者体育館の道をはさんだ反対側になりますが、



	<p>野坂田で〇〇をやっている〇〇さんのお母さんが耕作をされていましたが、高齢で耕作ができないということです。西側半分は〇〇さんが耕作されていて、その半分を受けて今回譲ることになりました。耕作ができなくなり半分以上を渡したということです。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号 農地法第5条の許可申請について 原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>続いて、議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【 貸借(中間管理) 受付番号 101番～143番 貸借(経営基盤法) 受付番号 144番～149番 議案書をもとに朗読と説明 】</p> <p>以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
<p>議 長</p>	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。 何かご意見ご質問等がありましたらお願いします。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>



議長	全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に報告事項に入ります。 報告第1号 「農地法第18条第6項の規定により通知書の受理について」 報告第2号 「農用地利用配分計画案について」 は、報告事項ですので、各自確認をお願いします。 ただいまの報告第1号2号について、発言のある方は挙手をお願いします。 (発言なし) よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告を終わります。
議長	これをもちまして、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。それでは以上をもちまして、農地議案審議を終了いたします。



以上をもって議事の顛末を記載し、議事録に相違ないことを証明するため署名します。

議事録署名人

議 長 _____ 松永 晋一

1 5 番 _____ 酒井 智恵子

1 7 番 _____ 廣瀬 公一